

由利本荘市移住就農体験事業実施要領

制定	平成31年4月1日
一部改正	令和2年3月31日
一部改正	令和2年10月1日
一部改正	令和4年4月1日
一部改正	令和6年4月1日

(目的)

職業として農業に関心があり、将来農業をやってみたいUターン・Jターン・Iターン等での移住就農を希望する方を対象に、由利本荘市の農業を新たに担う「担い手」確保と由利本荘市への移住促進を図る。

(対象者)

- (1) 県外在住者で、由利本荘市での就農意欲を有すること
- (2) 農業就業に必要な健康状態にあること

(実施期間)

令和8年3月31日まで

(農業体験概要)

(1) 由利本荘市の農業と暮らし体験

由利本荘市管内の紹介や市内の代表的な農家等を訪問し、農作業の一部を体験していただく。

(2) 体験期間及び体験時間

- ①原則として2泊3日とする
- ②就農体験は、原則8時から17時とするが、季節や農作業の関係で前後する場合は事前に体験者と調整を行う。

(申込期限)

原則として就農体験の3週間前までに、申込様式に誓約書を添付し、市農業振興課必着とする。

(就農体験の申込方法)

申込書は原則郵送とするが、市HPから様式をダウンロードし、市農業振興課へメール送信も可とする。

また、送信後は受信できたかを市農業振興課へ確認すること。

- ① 市HPは 由利本荘市 移住就農体験 で検索。

② 送付先は秋田県由利本荘市役所 産業振興部 農業振興課

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

③ E-mail nosui@city.yurihonjo.lg.jp

(選考方法)

様式の申込書により、市が選考する。選考の結果、農業体験の受入ができない場合もある。

(宿泊先について)

① 原則として由利本荘市内の市が指定する宿泊施設とする。